

# 2010年度当初予算への要望書

2010年1月28日

愛媛県知事 加戸守行殿

日本共産党愛媛県委員長 稲垣 豊彦  
県会議員 佐々木 泉

## 重点要望項目

昨年8月の総選挙で国民は自民・公明政権に審判を下し、新政権が誕生しました。これは自民・公明政権が、社会保障、医療、教育などあらゆる分野で国民生活に大きな打撃を与え、国民から安心と希望を奪ってきたからです。地方財政を圧迫し住民サービスを切り捨ててきた小泉流構造改革路線は破たんし、新政権による政策の一定の見直しが行われています。しかし10月の完全失業者は全国で336万人となり、年収200万円に満たない「働く貧困層」が1000万人を超え、年金、医療、介護、障害者福祉など広範な分野で社会保障の仕組みが崩壊しつつあります。農林業、中小零細企業も深刻な経営難に直面しています。

愛媛県においても2010年度の予算編成にあたっては県政が率先して県民生活最優先の施策に大きく転換することが必要です。教育や福祉にかかわる国庫補助の拡充を国に求め、住民の暮らしを守るための医療、介護、福祉、教育、子育て支援の充実や県民の命を守るための耐震対策、原発の安全対策などを飛躍的に進める政策を求めて以下の要望を提出します。

1. 失業給付を打ち切られるなど支援を必要とする人が今後急増することが予想されている。一人の失業者も路頭に迷わせないために、県として失業給付の延長を国に求め、さらに県独自でも生活困窮者に対する衣食住などの緊急の支援を行うこと。
2. 失業や不安定雇用の増加や賃金の抑制などによって生活の困難に直面する県民が増大している。企業の派遣労働者の解雇や雇い止めをやめさせ、格差と貧困の是正、ワーキングプアの解消など、社会のセーフティネット確立のための政策を県政の重点とすること。
3. 金融危機や不況から農林水産・中小商工業者の経営と生活を守るため、経営困難の実態を調査し、新たに制定された「中小企業金融円滑化法」に基づき、金融支援、経営支援、相談窓口の増設などあらゆる手立てを講じること。金融機関による貸し渋りや貸しはがしなどが起きないように十分に注意すること。

4. 高齢者を国保や健保から追い出し、年金天引きで保険料を取り立て、外来・入院・健診などあらゆる分野で差別し、耐えがたい負担を高齢者に押し付ける「後期高齢者医療制度」の廃止を国に求めること。1年以上の保険料未納者に対し保険証取り上げの制裁が行われないようにすること。
5. 県立三島病院の民間移譲は宇摩圏域の医療体制を破壊するだけでなく、新居浜圏域の医療体制にも影響を与えるものであり、三島病院の県立病院としての存続を強く求める。療養病床の大幅な削減により多数の医療難民・介護難民を生み出す県の「地域ケア体制整備構想」を抜本的に見直し、高齢者が安心できる医療介護体制を作ること。医師不足を解消し、地域医療の拠点となる公立病院の存続・充実を図ること。
6. 山鳥坂ダム建設は新政権でも見直しを進めており早急に中止すべきである。また、予讃線へのフリーゲージトレイン導入、豊予海峡ルート整備などの不急不要の大型公共事業計画を断念すること。
7. 近い将来に予測される南海・東南海地震に備えて、中越沖・岩手宮城地震などの教訓にも立って学校、福祉施設、住宅などの耐震強化、消防職員の大増員など防災対策を強化すること。
8. 大規模な原発災害を防止するため、世界初となる高燃焼度ウラン燃料と高濃度プルトニウムを併用するプルサーマル計画を中止し、周辺断層を徹底的に調査したうえで耐震計算のやり直しと耐震安全対策の見直しを実施すること。事故の危険が大きい老朽原発の停止・廃炉の計画を早急に策定すること。

## 総 務 部

9. 「財政構造改革」によるひずみが各分野に出ている。必要な予算の切りつめや補助金の一律カットをやめ、必要なサービスを維持すること。難病患者団体への補助金削減や県立技術専門校の授業料有料化、消防団への補助金打ち切りなどを元に戻すこと。
10. セーフティネット構築のため県営住宅増設、民間住宅借り上げや家賃補助、生活困難者が相談できる窓口を数多く設置するなど総合的な対策を講じること。
11. 国の基準からみても不足している介護従事者、看護師、教員、保育士、消防職員など公務・公共部門での増員、特別養護老人ホームをはじめとする福祉や保育などの生活関連施設の建設、安全・防災対策、市街地や公共施設のバリアフリー促進など住民生活関連事業の拡大で雇用を拡大し、労働条件を改善すること。
12. 地方交付税などの削減による地方いじめをやめさせるため、県民世論を背景に国に対して強く働きかけること。地方交付税を使った国の政策誘導をやめさせ、制度本来の財源保障・調整機能の充実と、住民福祉を保障する総額の確保を求めること。また、福祉や教育などの国の補助負担金の削減をやめるよう強力に求めること。
13. 県施設の地方独立行政法人化、指定管理者制への移行、市場化テスト、アウトソーシングなどは行政の責任をあいまいにし放棄するものであり、県直営で運営すること。特に、保育、学校給食、福祉、医療、消防をはじめ、県立学校、県立病院、県営住宅、福祉施設、図書館、美術館、博物館などは文化教育や県民福祉に直結する事業であり県立を維

持すること。

14. 技能労務職員の業務を民間に置き換えるのをやめ県職員による業務を存続させること。官製ワーキングプアを作り出すことになる県施設への指定管理者制度の導入、民間委託などは労働者の賃金や労働条件の悪化につながるようになるので中止すること。
15. 県有施設の跡地は安易に売却せず、公共性の高い施設への有効利用を図ること。跡地利用については周辺住民の意見を尊重すること。
16. 「県財政構造改革」は、県民生活への大きな打撃となっていることから、必要な予算の切り詰めや一律の補助金打ち切りを行なうことをやめ、ムダな事業の廃止は強力に進めるなどよく精査して、県民のくらしに必要なサービスが低下しないようにすること。
17. 宮城、東京、神奈川、静岡、愛知、京都、大阪、兵庫の8都府県で実施されている法人事業税の超過課税を愛媛県でも実施し、新しい財源とすること。ただし中小零細企業に対しては超過課税をしない。
18. 所得税、住民税、介護保険料、国保料の総値上げで極端な負担増が引き起こされていることに対し、県民税の減免を拡大するなど、県民救済策を急いで行なうこと。
19. 05年から始まった高齢者、年金生活者への増税が大きな負担となっている。増税分を元に戻し、公的年金等控除の最低保障額を120万円から140万円に回復させ、一定所得以下の高齢者については老年者控除を復活し、高齢者住民税非課税限度額（125万円）も復活させること。
20. 消費税引き上げに反対し、免税点を引き上げること、食料品の非課税などを国に対して要求すること。また、県の公共料金から消費税を除くこと。
21. 県債の発行を抑えるため、ムダな事業を抜本的に見直すとともに、低金利の借り換えや繰り上げ償還、返済期間の延長などにより、後年度負担を軽減すること。
22. 地方税滞納整理機構による実情を無視した強権的な税金取り立ての事例が出ていることから、運営の改善を求める。
23. 行政住民基本台帳ネットワークシステムでは、自治体が管理する個人情報の盗み取りや改ざんなど危険な事態を生まないようにセキュリティに万全を期すこと。また、本来このシステムは国による個人情報の一元管理につながるものであり、廃止に向けて努力すること。
24. 県立高校の授業料無償化を早期に実現すること。
25. 私立高校生への授業料直接補助を拡充し、公私格差を是正し、無料化をめざすこと。
26. 私立高校への運営費補助を50%まで引き上げるなど、助成を大幅に増額すること。私学助成の国庫負担制度を守るよう、国に要請すること。
27. リストラなど家庭の経済困難を抱える私立高校生への授業料支援は、県立授業料相当分にとどめることなく、全額補助すること。
28. 障害者の選挙権を保障するための工夫をすること。投票所へ行くのが困難な人の郵便投票で「代筆」が認められるようになったが、点字が読めない視力障害者向けの選挙公報のテープ化、投票所へ行くまでの介助、投票所のバリアフリー化、字幕つき政見放送などを実現すること。
29. 県が行なう事業について市町に財政負担を強いしないこと。県土木事業負担金を廃止すること。警察派出所用地などについては市町に実費を支払うこと。

30. 国事業への県負担金の廃止を国に求めて、当面大幅な削減を実現すること。
31. 県職員の休暇取得、休暇制度改善、労働時間短縮、残業の規制とサービス残業根絶などをすすめること。「賃金不払い残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」を各職場で徹底し、所属長の責任の明確化をはかること。
32. 県が直接雇用する臨時・非常勤職員の賃金・労働条件を「均等待遇」の原則にそって、最低月額15万円以上、時給1000円以上にする。
33. 県職員の6年連続の賃金引下げや一時金の削減、退職金の引き下げ・職員減らしは民間労働者の賃金引き下げに連動するだけでなく、消費を冷え込ませ県内景気の減退の原因となるとともに、職員の士気にも関わるので、中止すること。
34. 特定の部長ポストなどが、国からの出向者の「指定席」となっている現状を改め、生え抜きの幹部を任用すること。
35. 職員の飲酒事故根絶のため、飲酒運転はなぜしてはならないかをテーマにした職場ミーティングを行い、飲酒運転には事情のいかんを問わず、厳しい処分をもって臨むこと。
36. 県職員の不祥事根絶のため、請負契約のチェックを厳重にし、公金を扱う責任を徹底すること。
37. 県庁での不正経理の調査を事務費だけでなく他の予算も含め実施すること。また、再発防止の徹底的な対策を求める。
38. 市町職員の長時間労働、不払い残業、健康障害の根絶、メンタルヘルス対策、労働安全衛生委員会の活動強化など、実効ある措置を講じるよう市町に助言すること。
39. 県知事の退職金を4年ごとに支給する条例は世間の常識にも反するので、何期務めようと1回きりにするとともに、すでに1、2期分の約8500万円を受け取っている加戸知事は3期目の退職金を受け取らないよういまから準備して条例改正を行うこと。
40. 行政の透明性を確保するうえで、公務員の内部告発権の保障、意見具申制度の確立を図ること。告発者に対する報復人事や不利益処分が行われないようにすること。
41. 犯罪被害者と家族の生活と人権を守るために、「犯罪被害者支援条例」を制定し、支援金の支給、実態に応じた行政支援、ネットワークづくりなどの支援計画と機構をつくること。警察・公安委員会ではなく、県が実施主体となるよう求める。
42. 県幹部の異動時の挨拶状、県三役による年賀状、当選議員への祝電なども中止すること。また知事交際費による香典、見舞、祝い金、供花などを廃止すること。
43. 政治家その他からの口利きについては、行政が不当に歪められないよう毅然として対処すること。また、口利きを受けた場合には報告する制度を作ること。県職員採用などについては厳しく目を光らせること。
44. 予算説明書には事業の内容を詳細に記載すること。予算案の段階から希望する県民に配布・貸し出しすること、そのために予算案の発表をもっと早めるよう求める。
45. 県内の郵便局で、集配業務を廃止して窓口業務だけを行なう「無集配局」が増えたり、郵便貯金のATMが撤去されたりして不便になっている。住民サービスを低下させないとの郵政民営化の際の公約を守らせるよう、国に強く求めること。
46. 在日外国人の県職員採用の条件を広げること、また、永住外国人への地方参政権付与をすすめるなど、権利の拡大に努めること。
47. 四国朝鮮初中級学校に対して教育費を助成すること。

48. 米軍岩国基地の再編強化計画により、岩国基地はアジア最大の米軍基地となる。このような計画に対して、対岸にある県として、県民の安全を守る立場から反対を表明すること。
49. 松山空港の進入管制権の返還、米軍機による航空法違反の超低空飛行訓練の即時中止に力を入れ、松山空港独自の進入管制業務に必要な施設、器材の整備を国に要請すること。米軍管制空域岩国エリアと米軍機訓練空域（オレンジルート）の撤廃を国と米軍に求めること。
50. 自衛隊の運用については国論が二分しており、自治体や学校を通じての自衛官募集をやめさせること。
51. 周辺事態法による協力要請は受け入れないこと。とくに、県内の産業、物流、交通、観光などの拠点である松山港、松山空港をはじめとする港湾・空港の提供は絶対にしないこと。
52. 愛媛県国民保護計画は、いたずらにテロの危機をあおり、罰則つきで県民を戦争に強制動員するなど県民生活を規制するものであり、運用をやめること。
53. 国民保護法に基づくテロ対策の訓練はありそうにない想定に基づいたもので、そのうえ実効性がなくムダ使いでもあるため今後中止すること。
54. えひめ丸事件後も、潜水艦やイージス艦・掃海艦による船舶衝突事件が続発している。県議会決議にそって、国にたいし、通常海域での潜水艦浮上訓練の禁止、通常海域外では航行中船舶の2マイル以内での潜水艦浮上訓練の禁止などの国際ルール締結を求めること。
55. 航行のひんぱんな瀬戸内海の伊予灘における自衛艦による機雷掃海訓練は、衝突事故などの危険があるので中止するよう国に求めること。
56. 道州制は、歴史的に形成されてきた愛媛という地域的なまとまりを否定し、住民に対する行政サービスを切り捨てるものであり、県知事が一方的な旗振りをしないよう求める。
57. 新たな市町合併の押し付けを許さず、合併促進のための関与や干渉を行わないこと。
58. 18歳選挙権の早期実現を国に要請すること。
59. 憲法改悪に反対し、わが国が戦後一度も戦争をせず平和繁栄を築くいしずえとなった9条をはじめとする憲法の平和・民主的条項を守り、県政運営に生かし、憲法の意義について普及・啓発に努めること。
60. 各種委員会・審議会の委員任命にあたっては公正で民主的な選任をすること。審議会委員などの公募委員を大幅に増やすこと、
61. 委員会・審議会への女性の参加をさらに拡大するとともに、県幹部職員の女性登用をすすめること。地方労働委員会の女性の委員を増やすこと。
62. 年金引き上げを強力に求める運動を県知事先頭に進めること。年金額の引き上げは、高齢者の苦境を救うとともに、年金制度への信頼回復の契機となり、県民所得の増加、県内景気回復、県税収入増加にもつながる。

## 企 画 情 報 部

63. 公衆電話を最低限生活と防災上必要な数を確保するようNTTに求めること。特に、災害時の避難場所に公衆電話の設置されていないところが多いので早急な対策を求める。
64. 災害時に情報通信ネットワークの復旧と維持を行なう窓口「故障受付113」が徳島に統合されたが、愛媛の113を復活するよう要請すること。また、NTTの番号案内を県内で受けるよう愛媛の104を復活させること。
65. いま残っている加入権センターなどのNTT窓口を存続させ、廃止された窓口を再開するなど、お客である県民の顔が見える有人窓口整備で、緊急時の対応が可能なサービスを守ること。雇用確保にもつながる。
66. 災害用伝言ダイヤル171の周知徹底と利用方法の改善をすすめ、県広報にNTTの広告をのせるなど県民に171をアピールすること。
67. 災害時の電話の輻輳対策を講じるため、NTTとの協議を開始すること。
68. 優先携帯電話・衛星携帯電話を福祉施設・病院・学校などに配備すること。
69. 光電話が停電時に通じなくなることの対策を立てること。
70. 無人駅での不便解消と事故防止対策として当面すべてのJR駅に列車の遅れを知らせる電光掲示板の設置、通過列車案内放送装置を設置すること。
71. おもなJR駅の有人化を求め、少なくとも災害時の駅員緊急派遣の体制をつくること。
72. 台風大雨によって被害を受けるJR予讃線などの線路の軟弱地盤の解消とがけ崩れ対策を、強く要請すること。
73. 予讃線を公共交通の中心に位置づけ、電化によって利便性・安全性を高めること。
74. フリーゲージトレインの四国導入は、踏切など安全対策上の難点や費用対効果、利用者の料金設定、自治体の不要な負担など問題が多すぎるので中止すること。
75. 歩行者・自転車が自動車から守られるように、必要なところに信号機を増やし、自転車専用レーンなどの設置を計画的にすすめること。
76. 交通バリアフリーを促進し、県内各地に低床バスを増やすこと。
77. 県内バス路線の廃止などによって住民の足が奪われないよう、助成制度の打ち切りをやめ、拡充するよう国に求めること。県としても、住民の足を守るため、バスや汽船などへの助成を強めること。
78. しまなみ海道を利用する島の住民の通行料をさらに引き下げること。
79. トラックなど大型車の交通事故を防止し、安全な輸送を行なうため、荷主と運送事業者の取引実態をつかみ、無理な発注条件がないよう荷主団体に働きかけること。長時間・長距離運行を行なう運送事業者に、過労運転防止対策を求めること。
80. 豊予海峡ルートは採算が取れないことが明白な無駄遣いであるうえ、県財政への圧迫や環境への悪影響も懸念されることから、関連調査も含めて中止を求める。
81. 2011年の地上デジタル化・アナログ停波を延期し、テレビ難民を生まないようにすること。高齢者や障害者・生活困窮者などがテレビ視聴から排除されないよう国や関係機関とともに県独自でも援助を強めること。
82. 県政の諸課題について住民の声を直接聞く機会を飛躍的に拡大するため、懇談の場をもうけ、公共施設の運営に住民が直接たずさわると、「住民参加」型の行政をすすめること。

83. 情報公開条例を改善し、条例施行前の情報や、県民の税金で運営されるすべての法人・外廓団体についても公開対象とすること。また、公開請求を待たずとも、重要な行政情報を住民に積極的に公開するための実効ある制度措置を急いで整備すること。
84. 個人情報保護条例で個人情報を本人以外から収集することや、この情報を本人に知らせないまま利用することができるなどの条項は、個人情報の保護から完全に逸脱しており、削除することを求める。

## 県 民 環 境 部

85. 伊方原発の耐震性見直しについて、新潟県や島根県のように国内外の地震学の最新の知見を集めるため、県原子力発電所安全管理委員会に地震部会を設け委員を大幅に増員すること。
86. 保安院が実施した断層調査結果を公表するよう求め、住民への説明会を開くこと。
87. 伊方原発が何ガルでダメージを受けるかについて「余裕の定量化」を県としても進めること。
88. 国と四国電力が進めるプルサーマル計画は、安全性、経済性からいっても、諸外国が相次いで取りやめていることからいっても、とうてい容認できない。計画を白紙に戻し、伊方原発で導入させないよう求める。
89. プルサーマル導入にかかる国の交付金、老朽原発運転にかかる交付金について、「危険手当」ともいふべき良識のなさや地方蔑視の性格を指摘し、国に廃止を求めること。
90. プルトニウム含有率の高いMOX燃料と高燃焼度ウラン燃料の併用は海外でも実績がなく世界初のケースとなることが明らかになった。これは原発をいっそう危険にするものなのでプルサーマル計画の中止を求める。
91. フランス・メロックス社で製造され関電で不合格とされたモックス燃料が伊方に持ち込まれた可能性があり、このモックス燃料は使用させないようにすること。また関電と四電の「自主検査」の対比を県民に明らかにすること。
92. 3号機建屋の耐震計算に誤りがあったことが原子力安全基盤機構によって指摘された。他の計算にも誤りがないか早急に調査させること。また県としても独自に伊方原発の耐震安全性調査を実施すること。
93. 設計寿命を超えた老朽原発の運転期間延長をやめ、伊方原発1号機の廃炉に向けて四国電力に廃炉計画を作成させること。また1, 2号機の建て替えや4号機建設など新原発の計画を許さないこと。
94. 原発の定期検査の間隔が13か月から24か月に延長されることに多くの県民が不安を持っている。間隔の延長を止め検査日数の短縮にも反対すること。
95. 原発で働く人々の安全対策を確立し、被爆事故などの被害にあわせないようにすること。被曝最大値が年間18.5mSvで労災認定基準5mSvをはるかに上回っていることを重視し、被曝状況をはじめ、労働条件、安全就労などについて総点検を行なうこと。
96. 重大事故のさいに必要なヨウ素剤の全市町への配布、原発周辺自治体の住民と学校・公

民館など公共施設への配備、使用方法の徹底などを図ること。

97. 中国電力の山口県上関町への超大型原発の建設は、本県の安全にとっても脅威となる。県として上関原発計画に反対すること。
98. 本県に高レベル廃棄物地層処分地をつくらせないようにすること。また、高知県に処分地誘致の動きがあることに対しては、高レベル廃棄物の運搬車が本県を通行する可能性が大きいことから、反対の意思を早くに表明すること。
99. 原発依存を改め、風力、太陽光、マイクロ水力、バイオマス、燃料電池など再生可能なクリーンエネルギーへの転換を県の方針としても確立すること。公共施設などで風力、太陽光発電を取り入れること。地域で住民、企業などが発電した電力を、四国電力が適正な価格で購入するようにすること。
100. 木質ペレット燃料の普及と生産拡大のために力をそそぎ、ペレットストーブ購入への補助を行うこと。
101. 温室効果ガスの大量の排出源である産業界と県の間での削減目標を明記した協定を結び、実効ある削減方針を作ること。
102. 30年以内に発生する確率が40%という南海大地震について観測体制を強化すること。
103. 津波対策についても研究検討をすすめ、住民参加の防災訓練を実施すること。
104. 新しい地域防災計画にもとづく防災力強化のために必要な予算措置を講じること。視覚・聴覚障害者などへの情報伝達の方法を検討して、正しい情報が伝わるようにすること。また、食料、衛生用品、衣類、毛布など非常用物品の確保を地元事業所と相談し、災害に備えること。
105. 防災ボランティア団体などに、地域の独居老人・障害者などの情報を、当人の了解を得て提供し、希望があれば地震・火災などを想定した避難訓練に参加できるように、地域の連携を強化すること。
106. 自主防災組織の普及のために必要な財政措置を講じること。
107. 防災士の養成のための方針、計画をすすめ、講座などの受講機会をふやし、そのために必要な財政措置をとること。
108. 重大災害を起こしかねない石油タンクや巨大設備などの耐震強化を急ぐこと。タンクなど巨大装置を抱える県内事業所の作業の安全、消防対策などを総点検すること。
109. 公共建築物・病院などの耐震性強化、ライフライン・耐震貯水槽などの整備、食料・水・毛布・衣料・医療品などの配備とともに、防災住民組織・ネットワークの強化、防災知識の普及と防災訓練などに力を入れること。
110. 消防職員の不足を早急に改めるため3カ年計画を確立し、早期に基準を満たすとともに労働条件の改善をすすめること。
111. 消防団に必要な機材や個人装備が行き渡るようにし、処遇を改善すること。消防団への補助打ち切りをやめ、補助金を増やすこと。
112. 防災拠点の耐震化が進んで現状を早急に改善すること。
113. 製紙企業などのばい煙データ改ざんや大気汚染防止法違反などの再発防止のため、排出状況がわかる端末器を市町の担当課に企業の経費負担で設置させ日常的な監視を行なうこと。

114. ばい煙発生工場の所在市町での健康被害について調査を行ない、関係企業の経費負担で診断・治療を進めること。
115. 古紙配合率を偽装していた大手製紙会社にたいする調査をすすめ、これら製紙会社の製品の県関係機関での使用を取りやめるなど、制裁措置をとること。
116. WHOが健康への影響を指摘した超低周波電磁波の規制をすすめるため、現在の影響を調査し、緊急に防護が必要な地域とその対策を明らかにし、被害を防ぐこと。
117. 今治市大島早川地区での石材積み出しなどによる粉じん・騒音・振動被害の解決のため、まず作業を中止して対策を立てること。
118. 県内への鉄鋼スラグの持ち込みに対しては実態を常に把握し、環境汚染を未然に防止すること。スラグ撤去については、汚染の拡大など2次被害が起こらないよう万全を期すること。
119. 今治市桜井沖浦海岸で有害な硫化水素が検出された問題では、引き続き観測を行ない、原因究明と対策を進めること。また、同地で行なわれている産業廃棄物処理についても適切な指導を行なうこと。
120. 産業廃棄物の埋め立て、不法投棄などによる環境破壊から自然と環境を守ること。そのために職員増員と体制強化を進めること。
121. アスベストによる中皮腫などの被害に対しては、必要な検診や治療、補償が行なわれるよう県としても対応すること。
122. アスベストの新たな被害から住民を守るために、石綿製品の製造、保管、使用などについて監視を継続すること。また、県内のすべての建築物についてのアスベスト使用状況の把握に努め、一定規模以上の建築物について公表すること。
123. 今後、アスベストを使用してきた建築物の解体が行なわれるさいに、労働者や付近住民が被害を受けないよう、届け出や立ち入りなど必要な対策を講じること。
124. アスベストの飛散防止や建築物解体の際に利用できる無利子貸付制度をつくること。
125. 西予市のコウノトリ、ツル飛来は全国的にも貴重なものであり、地元の意向を尊重しつつ、県が主導して保護をすすめること。
126. クマタカ、オオタカ、ヤイロチョウなど絶滅危惧種の保護保存のため、専門家や民間ボランティアの協力を得て対策をとること。山鳥坂ダム予定地のクマタカなどについては適切な方法で情報を収集するなど、県独自でも調査すること。
127. ダイオキシンや環境ホルモンなどの徹底した調査を実施し、対策を強化すること。ダイオキシンの発生原因とされている塩化ビニールを焼却せず、メーカーの責任で塩ビ製品の回収を義務づけるようにすること。
128. ゴミ減量化と矛盾する県の「ゴミ処理広域化計画」を見直すこと。厚生労働省も炉の大型化の方針転換を明言している。
129. 第三セクター県廃棄物処理センター東予事業所の経営改善と累積赤字の解消に、県として積極的に対応すること。
130. 「環境オンブズマン」制度の導入を検討すること。
131. 同性愛、性同一性障害など性的マイノリティーズへの偏見・差別をなくすための対策を、当事者の団体とも協力して進めること。
132. 性的マイノリティーズの当事者が仲間同士集まって問題を共有できる場を県・市町・N

- POなど信頼できる機関が設置し、個人情報を守れる環境で運営できるようにすること。また当事者の自主的な集まりへの場所提供・講師派遣などに補助すること。
133. 性的マイノリティーズの電話相談を当事者団体の協力を得て開設し、相談に応じる体制を作ること。専任の相談員配置をめざしつつボランティア相談員の委嘱を行い、必要な研修を行うこと。また、広報などで電話相談の周知に努めること。
  134. セクハラ防止の取り組みを強化し、ドメスティックバイオレンスの相談所を各地域に増設すること。民間シェルターなどへの財政支援を充実すること。
  135. 食品の安全について、相談窓口を設置し、消費者の声を反映できる委員会や審議会などを設置すること。
  136. 「おれおれ詐欺」「架空請求」などの「振り込め詐欺」による消費者被害をなくすために広報や相談活動を進め、未然防止対策を強力に推進すること。
  137. 同和行政における特定団体の「窓口一本化」を改め、逆差別につながる特権的な同和行政は改めること。

## 保 健 福 祉 部

138. 高齢者に医療差別と高負担を押し付けている「後期高齢者医療制度」を先送りすることなく直ちに廃止するよう国に求めること。
139. 子どもの医療費無料制度を、当面小学校卒業まで拡充すること。群馬県では2009年10月から中学卒業まで無料にする制度ができた。
140. 子どもの医療費無料制度で市町に対する補助率2分の1を、松山市にだけ5分の1としているのは法的根拠もなく差別的取扱いなので、改めること。
141. 「医療費適正化計画」は患者の実情など純粋な医療の必要から出たものではなく、経済指標も参照しながら医療給付費抑制を推進しようというものであり、住民のいのちと健康を守る上で支障になっている。県の計画を撤廃するよう求める。
142. 医師不足解消のため、医師不足地域に県が医師を派遣する「ドクター・バンク」「ドクタープール」のいっそうの推進、大学医学部の定員倍増など思い切った医師養成策をすすめること。看護学校の定員増と看護師確保予算の増額、診療報酬の引き上げ、医師・看護師の労働条件改善にたいする公的支援を行うこと。
143. 県内各地域ごとの医師・看護師の不足数と、充足のための数値目標と達成期日を明示した「県医療サービス確保計画」を作成すること。
144. 県内療養病床を半減する県の「地域ケア整備構想」を見直し、安心して入院療養できるベッド数を確保すること。また国に対して療養病床の廃止・削減をしないよう求めること。
145. 医療の向上、患者へのサービスと看護師確保のため、「夜勤は3人以上の体制で月6日以内、完全週休二日制と年休取得」などの目標を実現できる看護師需給計画に改訂すること。
146. 身近なところで安心して出産子育てができるように、助産師のいっそうの活用を図ると

- ともに、すべての市町で産婦人科、助産院、小児科を設置できるように、人員確保・予算措置を行なうこと、とくに助産院の連携医療機関に対しては強力な支援を行なうこと。
147. 市町立病院が財政効率だけの「改革」や住民不在の病院縮小・再編成を行なわないようにすること。また、採算優先の地方公営企業法全部適用をやめ、民間移譲指定管理者制度導入、地方独立行政法人化、安易なPFI導入を行なわないこと。
  148. 医療機関関係者と協力し、医療事故の事例を集積・分析し、事故防止対策を確立するとともに、必要な情報の公開に努めること。
  149. 国保料を1人当たり1万円、4人家族で4万円引き下げるよう国に働きかけ、県としても負担軽減策を講じること。
  150. 国民健康保険の資格証明書発行は医療を受ける機会を失わせることになるのでゼロにするよう指導すること。短期保険証発行も抑制しつつ、期間を3カ月より短くならないよう指導すること。
  151. 低所得者の窓口負担や入院費を軽減し、必要な治療や入院ができるようにすること。
  152. 深刻化するHIV・エイズ対策を強力にすすめるための啓発活動、検査・予防・治療の体制を強めること。
  153. 男性同性愛者に向けたHIV予防啓発を当事者団体とともに積極的に行うこと。
  154. 献血機関の文書にある男性同性愛者排除条項を削除するよう、県としても働きかけること。
  155. インフルエンザ定期予防接種の対象となる65歳以上の人々への案内を徹底し、高齢者施設などでは希望者が受けられるよう、年齢引き下げと県費助成を行うこと。
  156. 新型インフルエンザ対策を強力にすすめ、万全を期すこと。とくに、乳幼児、学童、高齢者などの予防策を徹底すること。ワクチン接種にあたっては低所得者だけでなく一般の県民にも費用負担のないように助成すること。
  157. カナダからの輸入予定の新型インフルワクチンに高率で副作用の発生が報告されている。接種にあたっては安全性を十分に確認して実施すること。
  158. インフルエンザ治療薬タミフルの安全対策を十分にし、供給体制を確実にすること。
  159. 細菌性髄膜炎ワクチン（ヒブワクチン）、肺炎球菌ワクチン（7価ワクチン）の公費負担を実施すること。
  160. 公共機関、学校などへの自動体外式除細動器（AED）配備をいっそう進め、使用方法を普及すること。
  161. 緊急事態から尊い生命を守るためのドクターカー・ドクターヘリの導入を早期にすすめ、救命救急センターへの患者搬送体制を強化すること。
  162. がん患者と家族への援助を強め、がんの部位に応じた治療法や経験を有する医師や院所の情報提供、患者会の紹介、新しい治療法・治療薬の研究に力を入れること。
  163. がん検診への県費補助を行なって、市町で無料検診を促進すること。
  164. PET検診は精度の高いがん発見の検査法であるが、1日ドックで約9万8000円もかかり、誰でも利用できる状況にない。保険適用や独自の補助によって希望者への援助を行うこと。またPETの増設を目指すこと。
  165. 特定検診の受診率を上げるために受診料を無料にし、受診期間を通年化すること。
  166. 保険でよい入れ歯が入れられるよう健康保険の適用範囲の拡大と診療報酬の引き上げ

- を国に働きかけること。
167. 医療ミス防止のため医療関係団体と協力し、事故事例の集積・分析、必要な情報の公開などの取り組みを強めること。
  168. B型、C型ウイルス性肝炎患者救済の基本法制定を国に求め、県独自でも生活支援を含め肝炎患者が安心して治療できる体制整備を進めること。
  169. 在宅酸素療法の患者負担軽減をはかるため、障害者医療費助成の対象を広げること。
  170. 国が、潰瘍性大腸炎とパーキンソン病患者への助成を切り捨てようとしたことを重視し、二度とそのようなことのないよう、県としても国に厳しい姿勢を示すとともに、自治体でも、国基準を上回る独自の難病指定の拡充をすすめること。
  171. 原爆症認定を求める被爆者への血の通った施策を進め、国の認定基準に該当する人々に対しては認定申請のための手続きなどの情報を提供すること。原爆手帳の取得が他県よりも低いことを重視し促進すること。
  172. 難病団体、被爆者団体などへの補助金が少なすぎて活動に支障が出ている。活動を支えるだけの補助金を確保すること。
  173. 新型感染症対策など、地域住民のいのちと健康をまもる保健所の役割が改めて見直されている。地域の声をよく聞いて、保健所を充実強化すること。
  174. 介護保険料・利用料の負担増に対して、県独自で軽減策を講じること。介護給付費に占める国庫負担の割合を計画的に50%まで引き上げ制度の充実を図るとともに、保険料、利用料、居住費、食費の負担を抑えるようにすること。
  175. 今年4月の要介護認定方式の改変によって2, 3割の人が現行より軽度に判定されたといわれている。従来 of 介護度を選べる経過措置が取られていたが、一定の見直し後に経過措置も10月には解除され新基準が適用されるようになった。利用者の生活に困難をもたらす介護サービス抑制の認定方式ではなく、実態に即した正確な判定が行われるようにすること。
  176. 多くの待機者をかかえる特別養護老人ホームなど入所施設の建設を個室化も含めて急ぎ、スタッフの配置に万全を期すこと。特別養護老人ホームなどの基盤整備に、1ベッドあたり300万円の助成をしている埼玉県のような独自施策をすすめること。宅老所、生活支援ハウスなど地域の実情にあった基盤整備、福祉のまちづくりをすすめること。
  177. 同居家族のいる高齢者のヘルパー利用を一律に制限しないこと。公平・公正な介護事業となるよう介護業者に対する監督・指導を行なうこと。
  178. 介護保険に吸収した介護予防などの福祉事業予算を一般財源として復活し、介護保険料引き上げの要因を解消すること。また、配食サービス、パワーリハビリ、紙おむつ支援を後退させないこと。
  179. 介護事業者の情報公開制度の手数料負担を引き下げ、零細事業者の手数料負担を軽減すること。
  180. 経営が苦しくても、地域に根ざして良いサービスを提供している事業者と、そこで働く介護労働者への支援を抜本的に強化すること。
  181. 介護施設、障害者施設など福祉施設で働く人々が安心して働き続けられるよう介護報酬などの引き上げで月3万円以上の賃金引き上げを国に強く求めること。
  182. 登録ヘルパーの労災加入、交通費支給など労働基準法の適用を求めた厚生労働省通達

「訪問介護労働者の法定労働条件の確保について」を、自治体としても事業者にも徹底すること。

183. 介護保険制度は、国庫負担を引き上げるとともに、住宅改修支援の補助を強めるなどサービスの改善を行なうよう、国に強く要請すること。また、20歳からの保険料徴収、予算抑制のための障害者支援費制度と介護保険の統合、サービス利用料の引き上げなどの改悪をしないよう国に求めること。
184. 県の「在宅寝たきり老人等介護手当支給事業」の支給制限をやめ、県と市町の折半で月額5万円程度になるよう大幅に引き上げること。
185. 認知症の高齢者の介護相談窓口を増やすこと。
186. 低所得者・障害者・被爆者への介護保険料を減免するよう市町に助言・支援し、県独自でも財政支援を行なうこと。また、在宅サービス利用料の軽減、通所介護、通所リハビリの食費にたいする自治体独自の減免など、利用料の減免をすすめること。
187. 介護保険料や利用料の支払いに負担を感じている高齢者に対して、介護に関わる費用を貸し付ける「介護支援貸付制度」を創設すること。秋田県では、最高月額4万円を無利子で5年を限度に制度化している。
188. 介護認定を受けてもサービスが利用できない人を一人も出さないよう、国に、介護予防ケアプラン受託件数の「ケアマネジャー1人あたり8件」という制限の撤廃、介護予防の介護報酬の引き上げを求めるとともに、地域包括支援センターの体制を充実・強化すること。介護予防ケアプランの介護報酬への自治体独自の上乗せ、実態からかい離して、低く判定されている要介護認定の運営を改めること。
189. 障害者自立支援法による原則1割の応益負担はこの制度の根本的な矛盾・欠陥である。障害者自立支援法を廃止し負担ゼロを原則とする「障害者総合福祉法（仮称）」を制定すること。また、現行法のもとでも、東京、京都、大分などの各県が独自の負担軽減策を講じており、本県でも独自の補助制度を実施すること。障害者と関係施設の実態調査を行なうこと。
190. 障害程度区分は実態や支援ニーズに見合ったものに改善し、長時間介護をはじめとする必要なサービスが受けられるようにすること。
191. 障害者が置かれている状況をよく調べ、遅れている在宅サービスの充実、施設の整備を進めること。
192. 小規模作業所の運営費助成廃止を撤回し、拡充すること。また、利用者への支援を行ない、無料で利用できるようにすること。
193. 県として3級障害者まで医療費助成を拡大すること。
194. 障害者手帳の適用は公布日からとするよう市町を指導すること。現状では、本人に届いてから適用されるようになり、不利益を生じている。
195. 障害者とその家族のニーズをふまえ、障害児の通園事業などの充実をはかること。
196. 福祉オンブズパースン制度の創設、県の広報・施設行事案内などの点字版の作成、県議会のテレビ中継に手話通訳の配置などを行なうこと。公共施設に障害者用パソコンを設置すること。日常生活用具給付の機種選定を緩和し、限度額以内での選択を可能にすること。
197. 障害者・乳幼児・母子家庭の入院給食費助成制度をつくり、患者負担をなくすこと。

198. 県視聴覚福祉センターに、障害者のニーズを理解できる視覚・聴覚障害者の正規職員を複数配置すること。
199. 心身障害者扶養共済制度の加入世帯に県が実施してきた掛け金の補助が削減され、障害者と家族が打撃を受けている。補助の打ち切りを中止してもとに戻すようにすること。
200. 高額医療償還払い制度の周知徹底を進めること。手続きの簡素化を図ること。
201. 知事室をはじめとする県庁全館を完全に禁煙とし、排煙器具や灰皿を撤去すること。
202. 駅、港、空港など公共機関を原則禁煙とするよう働きかけること。
203. 「社会的ひきこもり」問題の実態調査を早急に行なうこと。県の相談窓口を設置するとともに、専門家チームによる相談・研究体制を確立すること。
204. 県生活安定資金の生活資金は10万円の貸付で保証人が必要だが、貸付金額を大幅に引き上げ、無保証人など貸付条件の緩和、利子の大幅引き下げ、申し込みから日を置かず貸し付けるなど利用しやすいよう改善すること。
205. 生活保護が受けられず自殺したり、保護辞退を強要されて餓死するなどの事件が日本各地で起こっている。このような権利侵害をやめ、生活保護行政が憲法25条の権利に基づくものであることを徹底し、窓口での対応も人権尊重の立場で行なうこと。
206. 市町の窓口生活保護の申請書を置き、自由に申請できるようにするよう指導すること。また申請権を侵害しないよう窓口の対応を改善すること。
207. 生活保護の申請にあたって、資産などの調査に家族全員の一括同意書を取るのをやめ、秋田、神奈川、大阪などの府県のように直ちに中止すること。
208. 不況のもと生活保護申請者が増えており、必要な人員を確保して法定期限の2週間以内の保護決定を守らせること。
209. 生活保護費の小中学校入学準備金の実態とかけ離れて低く購入に苦労している。学校が指定している被服・履き物などは現物支給すること。
210. 生活保護の認定にさいして、経済的自立のために必要な自家用車の保有を認めること。県としても国に働きかけるとともに、当面、実情に即した柔軟な対応を行なうこと。
211. 生活保護受給者に対して夏期一時金、年末一時金を支給すること。
212. 生活保護費の国庫負担率削減、生活保護基準引き下げなどの制度改悪をやめ、生活保護は憲法に基づく水準を確保するよう国に求めること。母子加算廃止をやめ18歳までの支給を確保すること、老齢加算を復活すること。
213. 地方局、支所の福祉課に女性のケースワーカーを複数配置すること。
214. 母子世帯の命綱である児童扶養手当の削減を行なわないよう国に求めること、また、就労支援、住宅支援などを充実すること。
215. 母子福祉資金、寡婦福祉資金を増額し、保証人なしでも受給できるようにすること。父子家庭についても、母子家庭の制度を準用できるようにすること。
216. 03年度に廃止された県低所得世帯子弟修学奨励補助金を復活すること。
217. 入院出産の費用に困っている人のための入院助産制度があるが、指定病院が県内には松山市に3病院あるだけで、他地域の人が実際には利用できない。指定を規模の小さな各地の個人病院にも広げ、希望する病院で出産できるようにすること。
218. 自殺、心中、餓死などの悲惨な事件を防止するため、困った県民がどんな問題でも駆け込める相談窓口を増やし、専門のスタッフを配置して、窓口の存在を十分に周知すること。

と。

219. ホームレスの人々の住居、医療、仕事の確保などを総合的に強化し、必要な人への保護措置など関係市町を指導すること。
220. 本県の自殺防止対策を強力にすすめるための部局を超えたプロジェクトチームを発足させること。
221. 児童虐待に対応するため、児童相談所の増設、児童福祉司の増員などの体制を強化し、専門職員の配置をすすめること。老朽化した児童相談所の建て替えをすすめ、福祉と医療の機能をもった施設として充実すること。
222. 保育所運営費を増やし、高い保育料を引き下げること。第二子以降の保育料無料化、ゼロ歳児の保育料無料化などの負担軽減を実施すること。
223. 自治体の次世代育成支援計画に「保育所整備計画」をもちこみ、認可保育所の新・増設をすすめること。
224. 一定のサービス基準を満たす無認可保育所への財政的支援、認可を促進すること。
225. 延長保育、夜間・休日・一時保育、病後児童保育の拡充などをすすめること。
226. 保育所・学童保育の民間委託をやめ、市町の責任ですすめること。また、県としての補助制度を拡充し、希望者が県内どこでも保育を受けられるようにすること。
227. 保育所の給食で使われている脱脂粉乳を地元産牛乳に切り替えるよう市町に働きかけること。
228. 厚労省が保育所の最低基準緩和により子ども一人当たりの面積などを引き下げようとしている。詰め込み保育にならないためにも基準引き下げを実施しないよう国に求めること。
229. 認定こども園制度については、市町の保育実施義務の後退や保育水準の低下をもたらさないよう、県の基準の見直しと具体的な措置を講じること。
230. 子育て支援センター、公民館、保健所など、子育て、育児相談、サークル活動のための多様な場をつくり、専門的な相談・支援体制を拡充すること。
231. 県立歯科技術専門学校を存続し、あらためて入学生を募集すること。
232. シベリア強制抑留者の労働に対する補償を国に求め、県としても支援を強めること。抑留期間に応じた特別給付金の支給、政府による真相究明、実態調査や資料保存、追悼の実施、遺骨収集の拡大など、人権回復と歴史の検証・継承の願いにこたえるよう全力をあげること。
233. アメリカからの牛肉輸入について、米側がわが国で行なわれている水準の全頭検査、トレーサビリティを確保するよう強く要請すること。BSEの全頭検査は県独自でも継続し、食肉の安全を図ること。
234. BSEの原因について、従来言われてきた肉骨粉ではなく、代用乳が主な感染源の可能性が高いとする農水省の報告について、情報を入手し、必要な対応を行なうこと。
235. BSE、鳥インフルエンザなどの対策に万全を期し、家畜保健衛生所、病虫害防除所、衛生環境研究所などの体制・人員を強化すること。
236. 「食の安全」がいまほど危機にさらされているときはない。国に食品安全対策の強化を強く求めるとともに、県としての体制と予算措置を強めること。
237. 輸入食品の県内流通にメスを入れ、ただちに県独自で疑わしい食品サンプルの検査とそ

の結果の公表などを行なうこと。輸入食品の農薬残留や食品表示の不正をチェックする食品衛生監視員を大幅に増やすこと。

238. 公衆浴場の存立が各地で危ぶまれている。いっそうの助成措置を講じて、地域住民の健康増進といやしの場として守ること。
239. 野良犬・野良猫の被害を減らす対策として、ペットの不妊・去勢手術に助成する制度を創設すること。

## 経 済 労 働 部

240. 解雇や雇い止めで職を失ない、今後生活を支える失業給付が切れる人が大きく増えることが予想されている。失業給付積立金4兆4000億円を活用して、失業給付の期間を延長する「全国延長給付」を実施するよう国に求めること。
241. 失業者がハローワークで職業紹介だけでなく生活支援や住宅、生活保護の相談・手続きなどができる「ワンストップサービス」を県としても日常的に実施すること。
242. 県の優遇制度を利用している企業の雇用形態は正規雇用に限ることとし、早急に実態調査のうえ、正規雇用化を達成すること。
243. 中小企業が非正規雇用の労働者を正規雇用にした場合の補助制度の充実を図ること。
244. 違法な偽装請負を根絶し、登録型派遣を禁止するため、労働者派遣法を99年の自由化以前に戻すなど必要な法改正を国に働きかけること。労働者派遣は臨時・一時的な場合に限るようにし、正規雇用を基本とするよう各企業に求めること。
245. 今春の就職が困難になっている新卒者への支援を充実・強化し、企業に対しては正規社員として採用するよう強く働きかけること。
246. 内定取り消しなどの企業による不当な取り扱いが起こらないよう指導すること。また、相談があった時は迅速に対応すること。
247. 経営者団体・企業に対して、不況を理由にした賃金・労働条件の切り下げや非正規化・解雇などで労働者に犠牲を転嫁しないよう強力に求めること。特に「派遣切り」や「雇い止め」は低賃金労働者の生活を直接脅かすもので、こうした事態が起きないよう監視を強めること。
248. 賃金不払い残業が依然として後を絶たないことにかんがみ、「賃金不払い残業の解消を図るために講ずる措置等に関する指針」を守るよう県内企業に要請すること。
249. 県からの助成を受けた企業に対して、長時間労働を是正するため「サービス残業」や「名ばかり管理職」、自主性を名目にした事実上の残業強制などの違法行為への監督や告発を強化するとともに、違法を繰り返したり、隠ぺい工作をするなど悪質な企業は企業名を公表し、不払い残業代を倍にして支給させるなどのペナルティを課すこと。
250. 政府が大臣告示として出している「残業時間は年360時間以内」を守らせること。
251. 県の雇用対策にかける姿勢を示すためにも、また、雇用促進の実をあげるためにも、知事が県内主要事業所に直接出向いて、雇用拡大のお願いに回ること。
252. 「愛w o r k」を松山以外にも増設するなど県独自の青年雇用対策をさらに強化し、高

- 校生をはじめ新卒者の就業、女子学生の就職差別解消などを経済団体、経営者団体、各企業に強く働きかけること。
253. 不況の深刻化による都会からのUターン就職希望者への就職あっせんが必要となっている。県としても実効ある対策をとること。
  254. 職業安定所で求職活動を行なう学卒未就職者や青年の失業者に対する職業紹介と職業訓練を抜本的に充実し、生活保障つきの職業訓練、奨学金の返済免除を行なうこと。労働条件や労働者の権利についてわかりやすく解説した冊子を作成し、普及すること。
  255. パートタイマー・アルバイトなど不安定雇用労働者の労働条件改善を関係機関に要請し、パートが常用雇用となる道を開くこと、パートタイム労働法を事業者に徹底し、雇用保険や健康保険など社会保険へ加入させることなどを促進すること。
  256. パート労働者の雇用と権利を守るために、労働者としての権利と使用者の義務や雇用契約の内容、賃金などの労働条件を記入する「パート労働ノート」をつくり、パート労働者に交付すること。
  257. 地域別最低賃金が時給632円では年収130万円にしかならず、「ワーキングプア」増加の原因となっている。健康で文化的な最低限の生活を営むことのできる少なくとも時給1000円以上を国に働きかけるよう求める。その時は中小企業に対して必要な支援策をとること。
  258. 県内大企業の撤退・リストラ・解雇計画については、愛媛経済を守る立場から、計画取り止めを求めること。「県リストラ規制条例」を制定し、一定規模以上の企業の工場移転・閉鎖・事業縮小などに対し、計画段階で早めに報告させ、「リストラアセスメント」で影響を調査し、計画の変更・中止を勧告できるようにすること。
  259. 千葉県野田市で2010年度から実施が予定されているように、県発注の事業について業者との契約に生活できる賃金など人間らしく働くことのできる労働条件を定めた公契約条例を制定すること。
  260. 県内で脱法的な雇用保険未加入をなくすため、県としても特別の注意を喚起すること。
  261. 労働基準法が、解雇には「客観的・合理的な理由」のない場合は無効と定めており、さらに付帯決議で「使用者に対し、解雇4要件を含む裁判例の内容の周知を図ること」を求めていることを重視し、県としてもこの立場で、県内企業に対する行政指導を強めること。
  262. 離職者緊急生活資金貸付事業は、無保証人とするなど利用しやすくし、返済は再就職できるまで据え置くこと。また広報活動によりこの制度の存在を周知すること。
  263. 失業対策としての子どもの教育費などへの緊急助成や住宅ローンへのつなぎ融資を実施するとともに、臨時のつなぎ就労の場を保障すること。
  264. 労働災害の防止をはかり、危険物取り扱い事業所への立ち入り指導、安全対策の徹底などを進めること。また、県営施設での安全対策を強化すること。
  265. 「改正男女雇用機会均等法」「育児・介護休業法」「次世代育成支援対策推進法」やILO156号「家族責任を有する労働者条約」を遵守し、家庭と仕事の両立のために、育児・介護休業を取得しやすい環境をつくるよう、企業に対し指導すること。とくに男性の取得率を高めるよう、対策と指導を強めること。
  266. 自治体をはじめすべての企業に対して、セクハラ防止策の徹底、被害者に対する不利益

な取り扱いの防止を求めること。

267. 県労働委員会の労働者側委員の選出を旧労働省第54号通牒にもとづいて公平・公正に行なうこと。
268. 障害者の雇用率を上げるため、大企業の未達成企業名を公表するなど、障害者の雇用と所得の保障に万全を期すこと。
269. 県が率先して障害者の雇用をふやすこと。
270. 県立高等技術専門校の授業料有料化を元に戻すこと。また、障害者の職業訓練をさらに整備・充実すること。
271. 職業訓練中の生活援助や住宅資金等の貸付制度を整備するよう国に働きかけ、県独自でも実施すること。
272. 県内企業に対して、高齢者雇用安定法を徹底し、希望者が65歳まで雇用継続されるように働きかけること。
273. 高齢者の働く場の確保と生きがいづくりを進めている各地のシルバーセンターに対する助成の充実と支援を強化すること。
274. 外国人労働者や研修生などの就労実態を把握し、企業に対して労働基準法などの遵守を徹底すること。また外国人研修生を受け入れる事業者に対する審査を厳格にすること。
275. 原材料価格の高騰、運輸関係の燃料費の増大など、中小企業が重大な打撃を受けている。原材料の確保、高騰分の適正な転嫁、便乗値上げの抑制のための監視などを進めるとともに、中小零細企業への原材料高騰分の補填などを国に求めること。
276. 中小業者の家族従業者の働き分が所得税法56条の規定により必要経費として認められていないのは中小業者の利益を侵害するものである。県として56条を廃止するよう国に求めること。
277. 大型店の身勝手な進出や撤退、増床、休日なし・夜遅くまでの営業などを規制して、地元商店と消費者を守るため、県独自の「まちづくり条例」制定を求める。進出・撤退・営業条件の変更のいずれについても商業環境、生活環境、まちづくりに関する地域アセスメント、情報提供を義務づけ、関係自治体と協議すること。商圈が複数自治体にまたがる巨大店については関係自治体の広域調整審議会などを設置して規制できるよう、県として対策をすすめること。
278. 「まちづくり3法」の趣旨を逸脱するような出店計画や、農業振興地域からの除外や農地の転用を伴う大型店立地などの郊外開発に対しては、「農振・農転制度の適正かつ厳格な運用を図り、優良農地の確保に努める」方針を市町にも徹底して臨むこと。
279. 大型店の影響を著しく受ける場合、全国では小売商業調整特別措置法を活用した取り組みが行なわれている地域があり、県としても同法活用を研究すること。
280. 大規模小売店立地審議会に学識経験者偏重でなく、消費者、中小小売業者、商店街の代表なども加え、住環境、周辺商店への影響、教育・非行問題への影響、街づくりとの調和などを十分に審査すること。
281. 今治新都市に計画されるショッピングセンターは、地元商店街などへの影響が大きく、反対の声も強いことから、市民の意見をよく聞き、一方的な強行をしないこと。
282. コンビニは地域になくってはならない存在となっている一方、本部と加盟店との不公正な取り引きが横行し、加盟店泣かせの事例も後を絶たない。コンビニ産業の健全化のため、

経営実態、地域環境や青少年に及ぼす影響などを県として把握すること。

283. 伝統的な地域の商店街が苦境にあることは、地域文化をまもり高齢化社会に対応する点からも重大である。空き店舗率の高い商店街については、県でも調査を急ぎ魅力的な商店街作りのためソフト面での支援策も拡充すること。
284. 商店街のインフラ整備費用・維持費、商店街組織の事務所家賃や人件費、空き店舗の借り上げ費用などの助成を増やすこと。商店主と消費者が接点をつくる継続的なイベントを奨励し、支援と助成を強めること。
285. 「経営安定資金」の小口融資については、融資条件を緩和すること。
286. 地域金融機関に対する金融庁の「金融検査マニュアル」の一律適用をやめさせ、地域金融に適した基準で行なうことを国に求め、県内金融機関の「融資打ち切り」や「貸し渋り」、強引な「回収」などの実態を把握し、指導を強めること。
287. 県小口（無担保・無保証人）融資制度を拡充し、融資窓口を全市町・地方局に設置し、県内中小業者がどこでも利用できるようにすること。
288. 県独自の新規開業支援融資制度を創設し、また既存のパワーアップ支援貸付の自己資金要件を緩和すること。
289. 中小企業の後継者や新規開業の意欲をもつ人への無担保・無保証人の独立開業融資制度を創設すること。
290. 事業が成功したときから返済が始まる「出世払い融資」制度を国との協調で創設すること、銀行の倒産の被害を中小業者に押しつけない仕組み、ペイオフ対策などの救済の特別措置を講じること。
291. 制度融資は、市町の窓口でも利用できるようにし、業種・職種、年齢、性、組織などによる差別を一切しないこと、税金の完納を融資申し込みの要件としないことなどを原則にすること。
292. 中小企業の後継者・担い手を育成するための支援策を強化し、技術・技能継承や新技術開発のための相談窓口を広げること。
293. 商工ローン・サラ金などの被害防止、悪質なヤミ金融業者の規制、被害者の相談窓口の充実とPR、被害者救済を行なうこと。
294. 県登録の金融業者の違法行為については、とくに厳しい態度でのぞみ、登録の取り消しなどを機動的に行ない、被害の拡大を食い止めること。
295. 大企業による中小下請け業者への単価切り下げや一方的な取引停止、不払いに対する県の指導を強め、下請代金支払等遅延防止法、下請中小企業振興法、公共工事の入札及び契約の適正化法を徹底し、違反を厳しく取り締まること。
296. 県発注の官公需の分離・分割発注につとめ、地元中小業者にたいする発注額、発注量を大幅に高めること。
297. 「小規模物品発注契約登録制度」を設け、中小・零細業者の仕事おこしをすすめること。
298. 少額の物品発注の場合は競争入札参加資格がなくても、発注・納入できることを広く県内中小・零細業者に周知すること。
299. タオルなど県産品の需要拡大のため、ギフトなどに県産品使用を推奨すること。
300. 外国産品の輸入増大で深刻な事態にあるタオルなどの地場産業を守るため、過度の輸入を制限するセーフガードを発動するよう国に求めること。また、輸入規制のための新たな

な貿易ルールづくり・貿易わく組みの変更を国に働きかけること。

301. 県繊維産業技術センターの改築については内容を充実し、タオル繊維業者への技術指導や先進技術の入手、販路開拓などで力を発揮するようにすること。
302. 県産業技術研究所の体制を充実させ、新居浜市の東予産業創造センターとの連携を強め中小企業への新技術の習得や技術開発への支援を行なうこと。
303. 中小企業の経営支援のために、地域産業の育成、地域の生産物の品質改良や設備投資などへの援助、販路の拡大、新たな雇用への補助金、従業員研修への助成などを含む県の「中小企業振興条例」をつくること。
304. 県の商工政策を確立するための審議会を、中小企業の代表を公平・公正に選出して構成すること。

## 農 林 水 産 部

305. 戸別所得補償制度の実施にあたっては、米・果物・野菜など主要な農産品について、再生産可能な農業収入を保障する価格補償・所得補償制度になるよう国に求めること。
306. 価格補償政策の実施にあたっては、全国一律でなく地域の実情に合った対策になるよう国に求めること。
307. 食料自給率が依然として低迷していることを深刻に受けとめ、国に自給率向上の実効ある施策実施を求めるとともに、数値目標を持った自給率向上の県計画をたてて取り組むこと。また、地産地消の数値目標を決めて、本格的にすすめること。
308. 「地産地消」「えひめブランド」を飛躍的に推し進めるため、新しい部局を新設し、総合的な思い切った取り組みで愛媛産品の需要拡大と安心・安全な消費者生活をバックアップすること。
309. 世界的な優良みかん地帯である本県にふさわしく、柑橘の価格保障制度を研究し、実施すること。
310. 「温州みかん」生産量日本一の回復を県農政の目標に位置づけ、みかん、伊予柑、新品種みかんなど柑橘類の県内外での消費拡大に努めること。
311. みかんの消費拡大を重視する上でも、農水省が後援している「毎日くだもの200グラム運動」を食育教育に位置づけ健康維持・くだもの消費拡大を推進し、県独自でも取り組みをすすめること。
312. 国の「新しい果樹対策」（果樹経営支援・果樹安定対策）について、生産者の意欲を増進するよう改善をはかること。
313. 加工原料用みかんの価格補償制度を国に求めるとともに、県独自の助成を実施すること。
314. 生産者個人で利用できる小型のみかん加工施設を建設すること。
315. コメの再生産を保証する価格政策を確立し、少なくとも60kg 1万7000円以上の生産者米価を保証するよう国に働きかけること。
316. 新たな「米改革」の名による米つぶし政策をやめ、米の生産・供給に国が責任を負う政策が必要である。主食コメを全面的に市場まかせにして国の責任を放棄する政府の政策

を許さず、食料自給率向上と家族経営維持・発展で愛媛農業を再生すること。

317. 「地域水田農業ビジョン」については、地域の実態に即した方法に切り替え、差別・選別を持ち込むことなく、生産者をすべて担い手と位置づけること。
318. 米の消費を増やすため、輸入小麦に替えて米を使ったパンや麺類の開発・普及につとめること。
319. 低コスト・多収量の飼料米の開発と普及に努め、価格安定対策を講じること。
320. 古米の混入やニセ表示、産地偽装など、米の信頼を崩すことのないよう、流通、小売の状況を常に調査すること。
321. 残留農薬・カビ毒のミニマムアクセス米輸入をやめ、安全な国産米の生産と用途を拡大するよう国に強く求めること。
322. 有機農法の推進のために、すでに県内で先進的に取り組んでいる人々と団体などの声をよく聞き、県としての推進計画を充実すること。
323. 中山間地域への直接支払い制度の22年度以降の延長と改善を求め、交付額の増額、適用基準の緩和、手続きの簡素化を図ること。農家の経営改善に実際に役立つよう県独自でも上乗せを実現すること。
324. 水田経営所得安定対策は、小規模農家を切り捨てるものであり、本県の実態に全く合致していないことから、中止を国に求めること。また、これが今後も実施される場合は、担い手として、地域の実態に即して生産者すべてが担い手となるよう条件緩和を働きかけること。条件を満たさない集落・農家に対し、営農継続できるよう県単独事業で集落共同体を守ること。
325. 外国産農産物へのセーフガードなど効果的な輸入規制を国に働きかけること。
326. 鶏インフルエンザ対策に万全を期し、生産農家と消費者を守ること。
327. 全国的な人気を博している今治市のラントゥレーベン大三島のような滞在型農園施設を他の市町にも広げるよう、県が支援すること。
328. 農協法などを遵守し、組合員の利益と権利を守って運営されるよう強力に指導し、農協再生につながるよう援助すること。
329. J A 共済の契約目標を達成するために、農協職員が自腹を切って架空名義の契約を取っていたことが問題になったが、このような無理な共済推進を行なわないよう農協を指導すること。
330. 市町が取り組んでいる「新規就農者への支援」「農産物の価格保障」などへの財政支援を強めること。
331. F A Z の事業推進などにより食品輸入がますます増加するなかで、安全チェックを強化するための体制や、施策を強めること。
332. すべての食品について賞味期限だけでなく製造年月日の明記を義務づけること。
333. すべての食品について食品添加物や遺伝子組み替え食品使用の全面表示を義務づけること。
334. 地産地消を進めるため、学校、病院、福祉施設の給食に県産品使用を要請し、地元産米や県内産野菜・果実・みかんジュースなどの活用を増やすよう支援を強めること。
335. 県独自の子牛価格補償制度をつくり、畜産物価格政策の拡充と直接的な農業所得保障制度を確立すること。

336. 県内のため池の安全を点検し、必要な補強策を講じること。
337. 南予用水をはじめ土地改良などの負担金、償還金の軽減を行なうこと。
338. イノシシ（イノブタ）、サル、シカ、ハクビシンなど有害鳥獣による農産物被害に対して、他県にもまたがる広域的な対策を強力にすすめること。
339. 急増するカラス対策について、専門家の意見も集めて緊急に対策をとること。
340. 木質バイオマスによる間伐材や木くずの燃料化、バイオマス発電の推進など、山村地域での新たな事業を促進すること。
341. 緊急間伐実施事業の条件緩和を国に求めるとともに、対象外については県独自で支援すること。間伐材の利活用の研究と促進に支援策を講じること。
342. 放置林対策を促進するため、境界や所有者不明の林地について県が手続きを講じても確定できない場合、森林組合の立会いのもとに合意なしでも整備をすすめることができるように手続きを明確にすること。
343. 各地で問題になっている竹林の管理対策を講じること。
344. 学校・駅舎など地方産材を使った木造公共施設や公営住宅、木橋などを積極的に増やし、木材PRと木材需要拡大にいつそう取り組むこと。森林の国・四国愛媛として、個人住宅の木造化誘導に取り組むこと。
345. 一般林道の充実をはかり、作業道の維持管理に補助を行なうこと。
346. 森林総合研究所による大規模林道は環境に重大な影響を与えることから、環境アセスメントを実施し、関係者・住民の意見をよく聞いて見直すよう求めること。また、クマタカなど希少猛禽類の調査結果を公表させること。
347. 養殖漁業の赤潮被害などの予防策をすすめるとともに、漁業共済制度の負担軽減などを行なって加入を促進すること。魚価安定のための価格保証制度を実現すること。
348. ホルマリン使用禁止条例にもとづく監視を強め、環境に影響を与えない消毒薬の普及、「ホルマリン不使用宣言」を行なうこと。
349. 廃食油から軽油を取り出す施設を県内でもっと広め、リサイクル推進など環境をよくするために役立てること。
350. アサリなど県産貝類の激減の原因を明らかにするための予算と人員を増強し、早急な対策をとること。
351. 稚貝購入への補助、制度融資の返済猶予など漁業者と漁協への救済策を講じること。
352. ブラックバスなど外国種による在来魚の駆逐が広がっていることを重視し、対策をすすめること。外国種の放流については厳しく取り締まること。
353. 大きな役割が期待される農林水産研究所の分野別の試験場・センターを拡充すること。

## 土 木 部

354. 地震をはじめとする災害防止対策を土木行政の最優先課題とし、国に防災の予算増額を強く働きかけるとともに、県独自でも土木予算を精査しムダを省いて必要な防災対策を急速に進めること。

355. 1万5千を超える県内の土砂災害危険箇所の点検・改修を急ぎ砂防、河川・海岸保全、ため池補強などの予算を飛躍的に増やすこと。
356. 土砂災害危険箇所にある病院、学校、保育所、老人ホームなどのいわゆる「災害弱者施設」の安全対策を急ぎ、民間施設の移設が必要な場合には必要な補助を行なうこと。また、南海大地震や直下型地震などに備えてこれらの施設の耐震補強工事を急速に進め、避難場所となる公民館や学校などの耐震診断やその補強工事をすすめるなど安全対策を早急にすすめること。
357. 県営住宅の耐震性向上のために必要な手立てをとること。また、順次エレベーターを設置すること。
358. 民間住宅の耐震性確保のため耐震診断に対する補助を県としても実施すること。また耐震改修にも補助を行なうこと。
359. 土砂災害のハザードマップの普及を行なうとともに、避難経路や連絡網など実際に役立つ情報を提供すること。
360. 河川パトロールを強化し、危険箇所の応急処置を急ぐこと。川の雑草、流木などのかたづけ、堤道の見通しを悪くしている草木の刈り取りなどを行なうこと。通学路に当たっている場合などは特に急ぎ、即応できない場合も住民に見通しなどを説明すること。
361. ゼネコン向け大型公共事業のムダ使いを根本から改め、不要不急の事業の洗い出しをすすめること。公共事業の内容を生活道路、公園などの整備、県営住宅、福祉施設や防災対策など生活密着型、地域経済振興型の事業に切り替え、地元業者への優先発注などで地域の雇用と中小企業の仕事確保に役立つようにすること。
362. 「小規模工事等契約希望者登録制度」を県で創設し、市町にも制定を呼びかけること。
363. 地域活性化のためにも県発注の公共事業の分離・分割発注に努め地元中小業者の仕事を増やすこと。
364. 県産材使用促進のためにも、「木造住宅補助制度」を広く県民に知らせ、制度の利用を促進すること。
365. 「住宅リフォーム助成制度」を創設し、住環境の向上と中小建設業の仕事作りに役立てること。
366. 今治新都市計画は分譲がすすむ見込みが薄く、自然環境に大きな負担を与え、自治体財政にも重圧となることなどから、根本的な見直しをすすめ、事業規模の縮小ないし事業凍結をすること。
367. JR松山駅周辺の高架化事業は、財政状況に留意するとともに、駅西地区の住民の意思をふまえて、安心な通行、すみよい環境づくりを行なうこと。また、駅前地区の都市計画は住民の営業と生活を尊重し、あわせて、電車などの環境と安全重視の市内交通計画を進めること。車両基地跡は公園・文化施設などに活用すること。
368. 予讃線のフリーゲージトレイン導入は利便性の向上も見込まれず不急不要の事業であり中止すること。
369. 県の公共建築物、学校、福祉施設などのアスベスト除去工事を急ぐこと。民間公共施設のアスベスト対策についても万全を期すよう指導を強めること。
370. 規模にかかわらず、すべての建物の解体工事のアスベスト対策の報告を義務づけること。
371. 中小企業の店舗・事務所については、アスベスト調査・除去工事への融資あつせんと利

子補給を行なうこと。

372. 一般住宅のアスベスト調査費用に助成を行なうこと。また、アスベスト除去工事への助成制度を設けること。
373. 公共事業での転落事故、機械などによる事故の発生を根絶するため、職場の安全管理をきびしく指導すること。
374. 公共事業で働く下請け労働者に、予算で積算されている協定賃金が正しく支払われるよう実態調査を行ない、企業への指導を行なうこと。県工事の契約時には、労務費明細を提出させる。また、退職金手帳を全員に交付し、建設業退職金共済制度の証紙が必ず渡るようにすること。
375. 請負・委託契約の入札については、適正な経費を含む最低制限価格制度を採用すること。
376. 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律成立に際しての国会付帯決議「建設労働者の賃金・労働条件の確保が適正に行なわれること」の具体化として、国に公契約法の制定を求めるとともに、県でも「公契約における公正な賃金等の確保に関する条例」（公契約条例）を制定すること。
377. 個人所有の白ナンバーダンプが県工事から不当に排除されることのないようにすること。積算単価どおりにダンプ労働者に支払われるように指導すること。
378. じん肺を多発させているトンネル建設工事、造船、各種製造業、建設業をはじめとするすべての職場における粉じん防止対策を徹底すること。2007年に調印された「トンネルじん肺防止対策に関する合意書」に基づいて、県発注のトンネル工事現場での粉じん測定を確実に実施させ、さらに労働時間・粉じん作業時間を短縮すること。裁判によらずに早期にじん肺患者を救済することのできる補償基金を創設するよう国に働きかけること。
379. 低家賃で入居できる県営住宅の大量増設をすすめ、建て替えだけでなく実際に戸数が大幅に増えるようにして、住宅に困っている県民の要望にこたえ、入居競争率を緩和させること。
380. 県営住宅の駐車場料金を新たに徴収するに当たっては、住民でつくる管理組合などとよく話し合い、金額や徴収方法、駐車場の管理などで粘り強く合意することとし、一方的な見切り発車をしないこと。
381. 県営住宅の収入区分見直し等に伴う家賃値上げを中止し元にもどすこと。
382. ケア付き住宅など高齢者住宅の建設を促進し、家賃補助を行なうこと。
383. 住宅・学校など公営施設のシックハウス対策を早急にすすめること。
384. 高齢者・障害者・低所得者・青年向けの民間アパート借り上げ、家賃補助制度を創設すること。
385. マンション適正化法の制定にともない、分譲マンションを県の住宅対策に位置づけ、早急の実態調査を行なうこと。管理組合の育成をはかり、住民が気軽に相談できる共同住宅相談窓口を設置すること。マンションの大規模修理に対する県独自の融資制度創設。開発時の業者指導を強化し、購入者が不利益をこうむらないようにすること。
386. 駅や公共施設のバリアフリー化をすすめ、歩道幅の確保と段差解消などバリアフリーの街づくりをすすめること。
387. 県内主要道路に安全な自転車道を整備し、通学路にあたっているところでは副道化、歩

行者・自転車専用の別トンネル化などをすすめること。

388. ガードレール、カーブミラー、街灯の設置を大幅にすすめるなど交通安全対策を強めること。
389. 水利用政策を工業用水優先から生活用水優先に切り替えること。松山地域では、余っている工業用水を上水道に転用できるようにし、処理再生水の利用をすすめること。また、改正された河川法に基づき、面河ダムからの渇水時融通を関係機関に働きかけること。
390. 「地域の水は地域で確保すること」を基本に、県水資源需給計画を策定すること。
391. 黒瀬ダムの水を中予地域に分水する計画は、西条市などの水環境と市民生活への悪影響などから合意を得ることはできない。また、西条市などへの財政負担要求は筋違いである。松山市については水利用の工夫を第一にすすめ、万が一の不足に対しては、面河ダムの水がスムーズに転用されるよう、高知県との協議を行なうこと。
392. 山鳥坂ダムは中予分水の中止によって建設の理由がなくなった不要不急の公共事業であり、洪水調節機能も乏しいものである。さらに自然環境への悪影響が予想され地元住民の間でも反対意見が根強いことなどから、今からでも建設を中止するよう求めること。
393. 肱川の治水はダム建設ではなく、堤防や河道の整備と鹿野川ダムの運用改善で行なうようにすべきである。県として、独自に基本高水流量の計算を行なうなど自主的な肱川対策をもち、国の肱川水系河川整備計画にきっぱり反対すること。
394. 県内の大型港湾計画を見直し、不必要な巨大港湾の計画を中止すること。松山F A Zでは4万トン岸壁建設をやめること。
395. テロ対策として市民の自由な立ち入りが禁止されている県内6港について、テロの恐れがないことを検証し、指定を解除するよう国に働きかけること。これらの港は従来から市民の散策や釣など海の自然に接する絶好の場所として親しまれてきた。
396. 県港湾の整備について市町負担金の負担率を大幅に引き下げること。
397. 談合などによる入札参加資格の取り消しを迅速に行ない、取り消し期間を2年間とするなど厳正に対処すること。
398. 県の事業発注の公正をはかり、談合・丸投げなどの事実が明るみに出た場合に工事途中での契約解除と違約金の支払いなどをあらかじめ約束させるよう、契約内容に特約事項を設けること。
399. 不公正取引と不正受注防止のため、公共工事の下請け実態を把握し、公共工事の施行体制台帳、建設業法施行規則などに基づいて厳格に行なうこと。
400. 県工事の入札に国会議員・県議会議員の三親等以内の親族が関係する企業を参加させないこと。

## 教 育 委 員 会

401. 授業料滞納を理由として県立高校を出席停止にしたり退学させる心ない条例を元に戻し、学業が続けられるよう滞納が起こる前に減免適用すること。

402. 盲学校、ろう学校の統合をやめ、それぞれ独立の学校として現在地で存続すること。
403. 県立高校の小規模校・分校の統廃合をやめること。効率や採算だけで切り捨てず、地域の教育・文化の拠点の一つとして守ること。
404. 県立学校再編整備計画は、児童生徒の就学権保障、地域社会の維持を優先した計画にすること。地域の実情と住民の声をよく聞き、機械的な再編方針を強行しないこと。
405. 整備計画検討委員会の半数以上が現職元職の教育委員会関係者という不正常的な状態を改め、現場の声を代表できる委員や、父母・地域住民代表を加えて、客観的な審議ができるようにすること。
406. 深刻な教育問題の解決のために、どの子にも行き届いた教育を保障する30人学級を全学年で実施し、教職員の増員をはかること。現行の35人学級については学校規模による条件制限をなくすこと。また、複式学級の解消をめざすこと。
407. 子どもを傷つける「全国いっせい学力テスト」(全国学力・学習状況調査)を中止して、抽出調査に切り替えるよう国に求めること。学力テストのデータは公表しないこと。
408. 子どもと教員を不毛な形で競い合わせ、地域の教育力を弱め、入学者ゼロの学校をつくりだす学区自由化の強制に反対すること。
409. 県立高校に、「国立大学〇〇名以上合格」「不登校生徒〇名以下」などの誤った目標を掲げさせる結果になっている県教委の学校介入を改めること。
410. 全日制県立高校で実施している現代版の勤労働員ともいえる「豊かな人間性育成事業」の参加強制をやめること。
411. 教育委員会への文書提出事務が多いこと、教育委員会や学校長の勤務評定による賃金差別が行なわれていることなどが、教職員と生徒とのふれあう時間を奪っている。管理主義的な教育行政を改め、明るい学校づくりを進めること。
412. 国基準を下回る県立高校・障害児学校の教職員数を改善し、大幅に増やすこと。
413. 教育現場で重要な役割を担う技能労務職員の削減、民間委託の計画を撤回し、学校の安全・安心のため県立学校の正規の技能労務職員数を維持・拡充すること。
414. ジェンダーフリーの教育推進と、学校の男女混合名簿の普及を指導促進すること。
415. 性的マイノリティーズについての正しい教育をすすめる、当事者の心理的負担を取り除くとともに、人権尊重の気風をつちかうこと。
416. 教職員向けに性的マイノリティーズの人権研修を進めること。
417. 教育費の父母負担の軽減をすすめる、PTA会費などで学校備品費や教材を負担させるやり方をあらためること。そのためにも、必要な教育予算を計上すること。
418. 実習船「えひめ丸」の乗組員の「漁労手当」を生徒・教員の安全確保に見合うものとして、教育的に位置づけて増額すること。
419. 実習航海を年1度にすることなく、従前の回数を確保すること。
420. 農業高校、水産高校などで、農水産物などの売り上げを実習費用に充当する実習会計制度を廃止すること。
421. 一人ひとりの子どもを人間として大切に育てるため、憲法と子どもの権利条約に基づき、平和と民主主義の教育をすすめること。子どもの権利条約を学校に掲示・配布し、家庭にも配布するなど周知・普及すること。「県子どもの権利条例」を制定すること。
422. すべての地域で障害児を含む児童・生徒が安心して過ごせる児童館・学童保育の増設・

- 充実をすすめ、また、全児童を対象とする「放課後子ども教室」などを拡充すること。
423. すべての学校にプールを設置すること。
  424. 小規模校を含め各学校の図書館（室）に専任の司書教諭を配置すること。
  425. 子どもの保健室登校の実態に対応し、養護教員の配置基準を改善し、複数配置をすすめること。
  426. 学校指定病に新たに喘息などのアレルギー疾患を加えるよう国に求めること。
  427. 県立学校の授業料・入学金などを値上げしないよう求める。
  428. 早急に学校の建物の耐震性の調査を実施し、必要な耐震工事を行なうこと。
  429. 老朽校舎の修理、建て替え、トイレの改修など必要な予算を確保して早急にすすめること。
  430. 教科書採択は、教育現場の意思を尊重した採択を行なうこと。
  431. 通常学級に在籍する、学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（ADHD）、高機能自閉症などの子どもへの支援を強め、必要な教員の配置、巡回相談、教室の設置などの整備を進めること。また、特別支援学級を積極的に設置し、特別支援教育のための支援員を増員すること。
  432. 特別支援教育実施に見合うよう、障害児学校の教職員数を抜本的に増やすこと。
  433. 軽度発達障害を含めどの子にもていねいな教育ができるよう、少人数学級などをすすめること。
  434. 子ども療育センター・しげのぶ特別支援学校の給食民間委託を見直すこと、野外運動スペースを十分確保すること、重複障害児童生徒の複式学級解消と障害の重い児童生徒の教育条件を改善すること。
  435. 松山市北部に知的障害児養護学校を整備すること。
  436. 宇和島に養護学校（小中高）を設置すること。
  437. 今治養護学校寄宿舎の改築を進めること。
  438. 今治特別支援学校とみなら特別支援学校のマンモス化対策を実施すること。
  439. 特別支援学校のスクールバスを増車し、希望者全員が利用できるようにすること。通学時間の短縮にもなる。
  440. 就学先の決定は本人や保護者の希望を最大限尊重すること。そのために就学指導の改善をすすめること。
  441. 教職員をふやして地域支援が行える体制をととのえること。医療・福祉など専門機関とのネットワーク、巡回相談など地域全体の支援体制をつよめること。
  442. 普通学級に通う障害児が保護者の付き添いなしでも学べるよう、松山市や砥部町などが実施している学校生活支援員の制度を県も導入すること。
  443. 公立学校のバリアフリー化をすすめ、エレベーターを設置すること。
  444. 労働安全衛生法や文科省施設整備方針に基づいて、学校に男女別の休憩室・更衣室・トイレの設置など改善をすすめること。
  445. 松山市などで一方的な資料と論法ですすすめられている学校給食の民間委託を行なわないよう指導を強めること。
  446. 学校給食の自校方式への改善をすすめること。給食調理員の必要数確保、地元産食材を用いることなど積極的な指導と援助を行なうこと。

447. 学校給食には、輸入農産物、遺伝子組み換え食品などを使用しないよう、地産地消の食品を使うようすること。
448. 輸入小麦を使用した学校給食パンから残留農薬が検出された。そのようなことのないよう県産または国産麦使用のパンに切り替えること。
449. 学校給食でのみかん使用を増やすこと。
450. 栄養職員を給食完全実施校に全校配置すること。
451. 学校へのIT導入は、現場の希望にこたえて専用ソフトや周辺機器の配備を行ない、有効に利用すること。また、教員など関係者の研修を保障すること。
452. 営利を目的としない自主的な芸術鑑賞活動に県費補助を行なうこと。
453. 県立図書館の蔵書を充実し、貸出予約のIT化など利便向上を図ること。
454. 県民の希望するスポーツ施設を地域ごとに計画的に設置すること。新居浜市に県立の多目的総合体育館を建設すること。
455. 国民体育大会に向けて、勝敗優先の偏った体育行政や子供たちの普通教育をゆがめるような予算の配分・教職員の配置が行なわれないように注意すること。
456. 教職員の生活設計を狂わせる賃金引下げをやめ、職務にふさわしい賃金水準を保障し、各種手当を復活すること。
457. 県教委が行なった教職員の退庁時刻調査（義務教育課）、退勤時刻記録（高校教育課）に基づいて、超過勤務はただちに是正すること。
458. 退庁時刻調査教職員に対する勤務実績の評価・判定基準を公開し、客観的な昇給基準を作成すること。
459. 校長を補佐しながら授業も行なうという「主幹教諭」など教育現場の管理主義強化につながる新たな管理職の配置を中止すること。
460. 「不適格教員」「授業の鉄人」などの名で教員のランク付けをするのは教育的でないのでやめ、指導力不足や病気の教員については親身な相談に応じて解決し、また、教科指導においては、お互いに学びあうことを基本にすること。
461. 「教員免許更新制」の廃止を国に求めること。また、制度の廃止までは講習受講を出張扱いとし、全額公費負担とすること。
462. 教師のセクハラ、飲酒事故など反社会的な事件を未然に防止し、不幸にも事件が起こった時は、厳正に処分を行なうこと。
463. 県教育委員会が県民に開かれたものとなるよう、県民の多様な意見を反映できるよう教育委員を公選制に切り替え、政治的中立性を確保すること。
464. 教育委員会の会議を全面的に公開し、傍聴席を増やすこと。また傍聴者に必要な資料を配布し会議の議論が分かるようにすること。
465. 内面の自由、思想信条の自由を侵害する「日の丸・君が代」の押しつけをやめること。

## 公 営 企 業 管 理 局

466. 県立病院は、生活習慣病のまん延や新型コロナウイルスの恐れ、大規模災害や事故などへの対応など高度医療機関としていっそう重要な役割を担うようになっている。県民の健康を守るセンターとして、県の医療水準のモデルとなるよう充実をはかり、必要なスタッフの適正配置、休止中の科目の復活などを急ぐこと。
467. 県立病院の存廃を効率性や経済性で判断するのではなく、「健康えひめ」の実現の拠点としての県立病院の役割を明確にし、地域の意見をよく聞き、県民の生命と安全を確保する立場から存続・充実を基本にするよう求める。
468. 県立中央病院のPFI方式による建設は、他県でも経営の行き詰まりが起きているなど問題の多いことが明らかになっているので中止すること。
469. 県立三島病院は、宇摩圏域の医療に県として責任を持つためにも、民間移譲ではなく県立病院として存続させ、医師の配置と地域医療の確保に力を尽くすこと。また廃止された産科、耳鼻科、小児科を復活すること。
470. 西条周桑病院は指定管理者制度ではなく、自治体が直接運営する病院として存続できるよう必要な援助を行うこと。
471. 病院職員の賃金・労働条件の一方向的な不利益変更を行わないよう各機関へ働きかけること。
472. 不足している小児医療の整備確立のために、県立のこども病院を設立し、県内小児医療ネットワークのセンターとなるにふさわしいスタッフと設備を備えた専門病院として整備すること。
473. すべての県立病院に患者の相談にのれるだけのケースワーカーを配置すること。
474. 看護師確保法・基本指針に示された「夜勤は複数・月8日以内」「完全週休二日制」を県立病院など自治体病院でただちに率先実施し、県内すべての医療機関に広げること。そのために、看護職員の大幅増員を行なうこと。
475. 医療事故をなくするための対策を強力にすすめるとともに、もし医療事故が起きた時は、被害者の立場にたち、情報公開しながら、適切で的確な対応をすること。
476. 検査部門や病院給食の委託については、医療水準の低下や衛生上の問題も懸念され、安易に行なわないこと。また、一部委託についても、そこで働く医療労働者や労働組合、地域住民と十分な協議、合意を前提とすることなどを各医療機関、自治体に強く働きかけること。
477. 県立病院で使用している医薬品について、薬効が同じで安価な後発品（ジェネリック医薬品）への切り替えをいっそう促進すること。
478. がん細胞のみを死滅させる放射線治療で、効果のあるリニアック療法を東予地域の県立病院に導入すること。
479. 一般市民の水道料金に比べてはるかに低く抑えられている工業用水の単価見直しを行うこと。

## 県 警 本 部

480. 死亡事故など重大な交通事故を根絶するため、市街地の自動車の通行速度を大幅に制限すること。町なかの道路は歩行者・自転車・バイク・自動車・バス・電車などが混在して通行しており、一番の弱者である歩行者のスピードに合わせて運営されるべきである。
481. 事故多発地や危険箇所の改善をすすめるとともに、蛇行道路や波打ち道路などの速度抑制の道路を設けること。県民はもちろん、県外からの来県者に対しても、「えひめの道はゆったり走る」ことをアピールすること。ドライバーに対しては、教習所の段階から徹底すること。
482. 自転車の歩道乗り入れによって歩行者が危険な目にあわないよう、原則として自転車は車道を左側通行するようにし、自転車に対しては自動車が減速するなど配慮して通行するように、道路の秩序を歩行者優先、次に自転車を優先、最後に自動車とする指導を強めること。
483. 多くの警察官が取り締まり優先でなく、安全な交通秩序維持のために働けるよう、交通整理の技術などを向上させ、実際にも現場でひんぱんに交通整理に当たることが重要である。そのための、研修や実地訓練を行なうこと。
484. 駐車違反について画一的な取り締まりをやめ、配達業務車両、介護関係車両などに許可証を発行すること。自転車取り締まりについても、強権的画一的なものでなく、取り締まり内容の徹底を前提に、指導・警告を主体とすること。
485. 警察署・交番は地域の安全に重要な役割をもっており、必要な箇所に確保する必要がある。防犯パトロールの強化や、事故多発とその恐れのある地域での警官による交通整理の実施、空き交番解消のために必要な警官の増員をはかること。
486. 県内必要箇所への信号機の設置などの確な交通安全対策を早急にすすめること。
487. 右折車両が青信号で渡りきれずに、赤信号で進まざるを得ないような信号機は、右折のための青矢印信号を設置するか、時間差信号で運用するなどして、安全確保に努めること。
488. 渋滞の原因となっている国道沿線の大型店駐車場からの自動車の出入りを規制し、進入路の変更、右折禁止、不適切な位置への駐車場設置の禁止などを行なうこと。
489. 放置自転車対策は市町と連携して警察としても可能な対応をとり、交通安全をすすめること。
490. 違法なヤミ金融業者や、登録業者であっても違法な行為を行なう業者に対しては厳しくのぞみ、いやしくも業者の側に組するような対応を行なわないこと。これらの違法業者の被害にあった県民に対しては、親身に相談にのり、解決に当たるよう努め、また、そのための研修・教育を行なうこと。
491. 「振り込め詐欺」の手口が多様化し、巧妙になっている。高齢者などが被害にあわないよう広報活動を強化すること。
492. 自主的に運転免許証を返納した高齢者に対してバスやタクシー利用料金を補助する、運転免許自主返納支援事業を作ること。
493. 警察公用車による事故が後をたたない。警察官の交通事故根絶のために特段の努力をす

ること。

494. 恐喝容疑者逃走事件や拳銃置き忘れ事件など多発する警察官の不祥事根絶を期し、研修・教育を重視し、県民に信頼される警察官になるよう指導すること。
495. 県民からの告訴告発は迅速に受理して捜査に着手すること。
496. 共産党や住民運動を監視する公安関係の警察官をなくし、交通・生活関係の部署に移動し、住民に役立つ日々の活動をすすめること。
497. 県職員録に準じて、警察職員録を発行し、どこにどのような警察官が勤務しているかが県民に周知できるようにすること。
498. 県民に開かれた県警となるためには、マスコミなどの県警本部内への立ち入りなど、もっとオープンにすること。
499. 県警本部の一部幹部による裏金事件は、パソコンによる捜査資料の流出によって、裏金づくりの手口を示す重大な証拠が明るみに出たにもかかわらず、客観的な調査がなされていない。引き続き真相の徹底解明を進めること。
500. 裏金疑惑については、あらためて、県監査委員会の監査を実施することとし、県警察本部は資料の墨塗りや上司立会いなど監査妨害をやめ、守秘義務をもつ監査委員を信頼して、全面的に協力すること。
501. 仙波敏郎巡查部長が県を相手取って起こした国家賠償請求訴訟で、県の敗訴が確定した。県警は仙波巡查部長に対して明確に謝罪すること。また、賠償金及び訴訟費用相当額を県警本部長など県警幹部が県に返納すること。
502. 松山市で白バイが少年のバイクに衝突しながら、罪を少年になすりつけている事件で、少年側の訴訟提起に対して、県警が反訴を提起していることは許しがたい。このような言語道断の行為をやめ、少年に謝罪すること。
503. 裁判によって新たに「他殺」の疑いがもたれる事件について再捜査を進めること。
504. 警察官の昇任試験に関して、試験問題の漏洩や金品による売買が指摘されているが、このさいメスを入れ、不正のないようにすること。また、この問題で、外部からの調査に応じること。
505. 県警丸がかえとなっている県公安委員会を県警本部から独立させるため、県庁内に独自の事務局を新設・移転し、職員も警察官を排除すること。
506. 現在非公開としている県公安委員会を傍聴できるようにし、資料、議事録などをただちに全面公開すること。

以上